

## 「令和8年度大分県地震津波被害想定 AI シミュレーター構築委託業務」に係る募集要項

本県では、県民一人ひとりが地震・津波による災害リスクを自分ごととして認識し、避難訓練への参加、家庭内備蓄、避難経路の確認等の具体的な防災行動につなげることを目的として、県が保有する地震津波被害想定データ等を活用した Web サービスの整備を行うこととしています。

本業務は、利用者の居住地、家族構成、建物状況等の属性に応じて、AI により個別の被災シナリオ、被害リスク、防災行動等を生成・提示する「大分県地震津波被害想定 AI シミュレーター」を構築するものであり、生成 AI、RAG、画像・動画生成技術、UI/UX 設計、セキュリティ対策、運用保守等に関する専門的知見を活用し、効果的かつ実現性の高いサービスを構築する企画提案を募集するものです。

### 1 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度大分県地震津波被害想定 AI シミュレーター構築委託業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで  
※本シミュレーターは令和8年12月中に本番公開可能な状態で納品するものとし、令和9年3月31日までの期間は、運用保守、改善対応等を含む履行期間とする。
- (3) 業務概要 「令和8年度大分県地震津波被害想定 AI シミュレーター構築委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
- (4) 限度額 9,207,000 円（消費税10%を含む）

### 2 主なスケジュール

募集の公告	令和8年7月 2日（木）
質問書提出期限	令和8年7月10日（金）17時00分
提案競技参加申込・参加資格審査書類期限	令和8年7月17日（金）17時00分
提案書等提出期限	令和8年7月22日（水）17時00分
審査会	令和8年7月27日（月）（予定）
審査結果の通知	令和8年7月28日（火）（予定）

### 3 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 仕様書の内容を熟知し、十分に理解した上で、県が委託する業務を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 本提案競技に参加できること。
- (6) 次の各項目に該当すること。
  - ①宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。

- ②特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ③自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (キ) 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

#### 4 提出書類

##### (1) 提案書類一覧及び提出期限

本提案募集における提出書類は、下表のとおりとし、定められた期限までに提出すること。

提出書類名	提出期限	備考
参加申込書（様式1）	令和8年7月17日（金） 17時00分	
参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）	同上	
辞退届（様式3）	随時	該当者のみ
質問書（様式4）	令和8年7月10日（金） 17時00分	該当者のみメールで提出し、電話確認要
企画提案書（様式5）	令和8年7月22日（水） 17時00分	A4サイズ20枚以内
提案内容補足資料（様式任意）	同上	Webサービスや動画のモックアップ等を任意で提出可。形式はHTML、URL、MP4等とする。
提案者概要書（様式6）	同上	
見積書及び見積明細書（様式任意）	同上	仕様書を踏まえた内訳を記載

##### (2) 提出方法

Eメール、持参または郵送により、下記の提出先に提出すること。

※Eメールの場合、到着確認のため、送信後に電話連絡をすること。

※持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。

※郵送の場合、必ず簡易書留により提出すること。（提出期限までに必着）

### (3) 提出先

大分県生活環境部防災局防災対策企画課  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
Eメール a13581@pref.oita.lg.jp  
電話 097-506-3067

### (4) 提出にあたっての留意事項

- ①提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ②提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加は理由の如何に関わらず一切認めない。また、書式の記載誤り、判読できない又は要件を満たしていない場合は、評価対象外となる。
- ③提出書類の作成及び提出に要する費用はプロポーザル参加者の負担とする。
- ④県は、審査作業に必要な範囲に限り提案書の複製を作成できることとする。
- ⑤提出された書類は返却しない。これらの書類は、提出されてから提出期間が終了するまでの間、県は一切公表しない。
- ⑥県は、プロポーザル参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いない。なお、個人情報の取り扱いは、大分県個人情報保護条例に従う。
- ⑦提案書等に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に属する。なお、提案書等の記述が、特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の種類の対象となるものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うこととする。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式4）にて行うものとし、質問書はe-mailで提出し、件名は「（質問）令和8年度大分県地震津波被害想定AIシミュレーター構築委託業務」とすること。なお、メールの受信確認を必ず電話にて行うこと。

### (2) 質問書の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和8年7月10日（金）17時00分まで  
イ 提出先 「4（3）提出先」と同様

### (3) 回答

令和8年7月15日（水）までに、質問者にe-mailで回答し、県ホームページにも掲載する。

## 6 企画提案書の審査及び結果の通知

### (1) 提案書の審査

「令和8年度大分県地震津波被害想定AIシミュレーター構築委託業務に係る提案競技審査会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定する。

### (2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーション（説明時間：20分程度）を実施する。

プレゼンテーション対象者には、実施日時及び場所（7月27日に県庁舎会議室で開催予定）別途通知する。

### （3）審査基準

審査基準は、概ね次のとおり。

- ・仕様書の内容を的確に理解し、本業務の目的、趣旨、対象利用者及び利用場面を踏まえた提案となっているか。
- ・仕様書で求める機能を適切に実現できる提案となっているか。
- ・地震津波被害想定データを適切に活用し、生成 AI、RAG、画像・動画生成等を効果的かつ現実的に組み合わせる提案となっているか。
- ・AI が生成する内容について、誤情報、過度な恐怖表現、不適切表現、著作権侵害等を防止するための確認方法、ガードレール、フィルタリング等が妥当であるか。
- ・児童生徒、高齢者等のスマートフォン利用者にとって分かりやすく、直感的に操作できる画面構成、導線、表現方法となっているか。また、具体的な防災行動に繋がる工夫があるか。
- ・導入スケジュール、作業工程、成果物、テスト、試験運用等の計画が具体的であり、委託期間内に実現可能な内容となっているか。
- ・業務を円滑に遂行するための人員体制、役割分担、進捗管理及び品質管理体制が適切か。
- ・個人情報保護、アクセス制御、脆弱性対策、障害・高負荷時のシステム維持、サービス継続性、外部 AI サービス障害時のフォールバック等、システムを安全かつ安定的に稼働させるための方策が妥当か。
- ・初期費用及び運用費用の積算が明確で、提案内容に見合った費用となっているか。
- ・仕様書の要求に加え、本県にとって有益であり、実現性のある追加提案があるか。

### （4）審査結果の通知

審査の結果については、速やかに提案者あて通知する。

## 7 業務委託契約の締結

県は、審査の結果、点数が最も高かった提案者（最優秀提案者）を受託候補者として選定し、当該受託候補者と事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

## 8 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

## 9 その他企画提案等にかかる留意事項

### （1）説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなす。

### （2）提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

#### ①提案書類の提出期限を過ぎた場合

- ②提案に参加する資格がない者が提案したとき
  - ③所在地、法人名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (3) 提案競技参加申込及び提案書等書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに様式3を提出すること。

#### 10 留意事項

- (1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) 知事は、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、または、大分県職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。
- (3) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例・大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

#### 11 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県生活環境部防災局防災対策企画課 担当 佐藤（圭）  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県庁舎本館6階  
Eメール a13581@pref.oita.lg.jp  
電話 097-506-3067